

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣情報官、内閣府大臣官房長）

準備書面（8）

—理由提示の不備による違法についての原告の主張—

2025年7月18日

東京地方裁判所第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 護



弁護士 三宅 弘



弁護士 米倉 洋子

外8名



第1 不存在を理由とする本件各処分の理由提示の内容

本件各処分のうち、文書や保有個人情報の不存在を理由とする処分の理由提示の内容は、以下のとおりである。

1 第1事件

- (1) 内閣官房内閣総務官による本件処分 1～3 (甲 A1～A3)
「本件対象文書については、保有していないため (不存在)。」
- (2) 内閣官房副長官補による本件処分 4～6 (甲 A4～A6)
「当該文書について、作成及び取得をしておらず保有していないため (不存在)。」
- (3) 内閣府大臣官房長による本件処分 9 (甲 A9)
「開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。」
- (4) 内閣府日本学術会議事務局長による本件処分 11 (甲 A11)
「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため、不開示とする。」

2 第2事件

- (1) 内閣官房内閣総務官による本件処分 13～18 (甲 B29～B30、B1、B31～33)
「開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。(不存在)」
- (2) 内閣情報官による本件処分 19～24 (甲 B34～B35、B2、B36～B38)
「開示請求のあった保有個人情報を保有していないことから不開示とした」
- (3) 内閣官房副長官補による本件処分 25～30 (甲 B3、B39～B43)
「開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。(不存在)」

第2 行政処分の理由提示について

1 理由提示（行政手続法8条）の趣旨

本件各処分のような情報公開法に基づく行政文書開示請求および行政機関個人情報保護法に基づく自己情報開示請求に対する不開示決定は、許認可等の申請に対する拒否処分であるから、行政庁には行政手続法8条1項に基づく理由提示が義務付けられている。

行政処分における理由提示の趣旨は一般に、①行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する（恣意抑制機能）とともに、②処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えること（不服申立便宜機能）にあるとされ、行政手続法8条1項も同趣旨のものとされる（最判昭和60年1月22日・民集39巻1号1頁、東京高判平成13年6月14日・訟務月報48巻9号2268頁）。

また、理由提示の機能としては、相手方に対する説得機能、決定過程公開機能も挙げられており、理由提示とは行政手続の公正の確保や透明性の向上を図るものにほかならない（塩野宏『行政法I [第六版]』296～297頁、宇賀克也『行政法概説I 【第8版】』482頁）。

2 理由提示に求められる程度

上記のような趣旨に鑑みれば、申請に対する拒否処分における理由提示の程度は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用し当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない（最判昭和60年1月22日・民集39巻1号1頁、東京高判平成13年6月14日・訟務月報48巻9号2268頁）。すなわち、①処分の根拠となる事実関係、②適用法令、③当該法令に当該事実関係をあてはめた結果として拒否処分となることに関する申請者においてその記載自体から了知しうる程度の説明が記載されていなければ、理由提示

は違法となる。

また、具体的にどの程度の理由を提示すべきかは、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき」とされる（最判平成 23 年 6 月 7 日・民集 65 卷 4 号 2081 頁）。

そして、理由提示が、具体的に求められる程度に達しておらず不備があった場合、当該処分は取り消されることとなる（東京高判平成 13 年 6 月 14 日・訟務月報 48 卷 9 号 2268 頁）。

第 3 不存在を理由とする不開示処分では求められる理由提示

1 考慮要素

情報公開法や行政機関個人情報保護法における開示請求に対して、行政文書や保有個人情報の不存在を理由として不開示処分を行う場合も、上記 1・2 の点から、具体的に求められる理由提示の程度が定まる。

つまり、不存在を理由とする不開示処分において、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮」した上で、理由提示の趣旨である恣意抑制機能および不服申立便宜機能という観点から、①処分の根拠となる事実関係、②適用法令、③当該法令に当該事実関係をあてはめた結果として拒否処分となることに関する申請者においてその記載自体から了知しうる程度の説明が必要となる。

2 根拠法令の内容

(1) 情報公開法、公文書管理法

情報公開法は、その法理念的基礎を憲法上の国民主権に有しており、ここから得た情報により行政への適切な参加・監視を可能ならしめることをも目的とし、その基礎を民主主義に置いている（塩野宏『行政法 I（第六版）』353頁）。

情報公開法 1 条は、情報公開の目的について「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定めるところ、まさにこの情報公開の意義と目的を規定するものである。

そしてその前提として、公文書管理法 1 条は、国の諸活動の記録である公文書等が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」とし、同法 4 条は、1 条の目的の達成に資するため、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、「職員の人事に関する事項」その他一定の事項について、文書の作成を義務付けている。

文書が存在していなければ、これを情報公開することはできないのであって、公文書管理法もまた、行政の公正性・透明性の原則、説明責任の原則、政府のアカウンタビリティ、国民主権、民主主義という、憲法上及び行政法上の基本原則に基礎付けられている。

(2) 行政機関個人情報保護法

行政機関個人情報保護法において、本人情報は当該本人に対しては原則開示とされた（同法 14 条 1 項柱書）。これは、保有個人情報開示請求権が、情報公開の原則の例外の例外として、本人のプライバシー

権保護のための権利として位置づけられるからである。

ここでいうプライバシー権とは、憲法 13 条の人格権に由来するプライバシー権の積極的側面としての「自己情報コントロール権」である。その具体化として法は、保有個人情報の開示請求権（同法 12 条以下）のほか、情報の訂正請求権（法 27 条以下）、情報の利用停止請求権（法 36 条以下）を定めており、何人にも、行政機関が保有する自らの情報をチェックすることを権利として保障するものである。そして、言うまでもないことであるが、保有個人情報開示請求は、まさに本人に関する情報についての開示請求なのであるから、本人の情報がすべて本人に開示されるべきことは当然であり、その意味でも、情報公開法における情報よりも、開示のレベルが高められるべきことは当然なのである。

3 不存在を理由とする不開示処分の性質及び内容

- (1) 情報公開請求の不開示処分に関して、最判令和 7 年 6 月 3 日（裁判所ウェブサイト掲載）宇賀克也裁判官補足意見は以下のように述べる。

「不開示決定の取消しを請求する情報公開訴訟の大きな特色は、被告は当該行政文書を保有し、その内容を知っているのに対して、原告は、一般的には、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないということである。」

「不開示決定取消訴訟においては、一般的には、原告は、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないのであるから、本件各号情報に係る不開示決定が裁量権の逸脱・濫用であることを立証する手掛かりを得ることはきわめて困難であるのに対して、被告は当該行政文書を保有しており、その内容を知っているのであるから、どの行政文書のどこに不開示情報が記録されており、それ

がいかなる理由で不開示情報に当たるかを、不開示情報の内容自体を明らかにしない範囲で説明することは容易なはずである。」

「情報公開訴訟においては、行政機関の長から、開示請求対象文書における不開示情報が存在する箇所と、該当する不開示情報の条項、当該条項に該当する理由が示されなければ、原告は、それが違法であること（本件各号情報については裁量権の逸脱・濫用があること）を主張する手掛かりすらつかめない。」

(2) 上記の性質は、不存在を理由とする不開示処分にも当てはまる。

すなわち、開示請求の請求人側は、一般的には、当該行政文書を保有しておらず、その有無や内容を知り得ないことから、不存在による不開示決定が違法であることを立証する手掛かりを得ることはきわめて困難である。一方、行政機関側は、当該行政文書の探索や行政文書ファイル管理簿の記載の確認、さらには関係する行政職員への聴き取り等を行うことで、行政文書の存否だけでなく、そもそも作成されなかったのか作成後に廃棄されたのか、作成されなかった場合はどのような理由で作成されなかったのか等を、容易に確認し、説明することができる。

このように、不存在を理由とする不開示処分には、請求人側と行政機関側で圧倒的な情報の格差が存在するという性質がある。

(3) また、岡山地判平成 28 年 6 月 15 日・裁判所ウェブサイト掲載は、不存在を理由とする不開示処分について、「請求に係る文書を保有していない要因としては、当該文書をそもそも作成していない場合、作成はされたが破棄又は紛失したために現存していない場合、物理的には当該文書が存在するものの決裁等の手続が未了である場合など様々なものがあり得るところ、単に実施機関が請求に係る文書を保有していないという理由のみが示されたとしても、開示請求者においては、ど

のような要因により実施機関が当該文書を保有していないのかを了知することができず、不服申立てを行うべきか否か等の判断をすることが極めて困難になる。」と指摘している。

- (4) したがって、理由提示の不服申立便宜機能の観点からは、請求人側が審査請求や取消訴訟を提起するのに支障がないように、行政文書の存否だけでなく、そもそも作成されなかったのか作成後に廃棄されたのか、作成されなかった場合はどのような理由で作成されなかったのか等の事情を、不開示処分の段階で行政機関が説明することが求められる。

4 不存在を理由とする不開示処分の原因となる事実関係の内容等

- (1) 不存在を理由とする不開示処分の原因となる事実関係としては、公文書管理法に基づいて行政機関が作成・保存・管理義務を負う場合、そもそも作成しなかったか、作成したが保存せずに廃棄したか、どちらかの事実関係が存在することになる。

そうすると、理由提示の恣意抑制機能の観点からは、行政機関が公文書管理法に反して恣意的に文書の作成を怠ったり、即座に廃棄することがないように、行政文書を作成しなかった理由や作成したが廃棄した理由について、不開示処分の時点で説明させる必要がある。

また、不服申立便宜機能の観点からも、審査請求や訴訟の段階で早期に争点を明らかにするために、行政文書を作成しなかった理由や作成したが廃棄した理由について、やはり不開示処分の時点で説明することが求められる。

- (2) また、行政機関は、不存在を理由とする不開示処分の前提として、必ず該当文書の探索を行う。

そこで、理由提示の恣意抑制機能の観点からは、行政機関が不十分

な探索で不存在と結論づけることがないように、どのような方法で、どのような場所を探索したか等の探索の詳細について、不開示処分の時点で説明することが求められる。

不服申立便宜機能の観点からも、審査請求や訴訟において探索の程度が問題となるかどうかを早期に確定させるために、探索の詳細について不開示処分の時点で説明することが求められる。

5 理由提示として対象文書が存在していないことの要因の説明が必要であること

- (1) 上記のような特徴を前提とすれば、不存在を理由とする不開示処分一般においては、最低でも、対象文書が存在していないことの要因（対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかなど）についても理由提示として説明することが必要であり、それに満たない理由提示は違法である。
- (2) 上記の点は、裁判例や情報公開・個人情報保護審査会の答申、総務省の通知でも示されている。

岡山地判平成 28 年 6 月 15 日・裁判所ウェブサイト掲載は、前述したように不存在を理由とする不開示処分の特徴を述べた上で、「実施機関が、請求に係る文書を保有していないことを理由として不開示決定をする場合には、当該文書を保有していない事情について請求者が了知し得るほどに提示しなければならないというべきであり、単に当該文書を保有していないという記載のみでは不開示の理由として不十分であると解される。」と判示した。

また、平成 30 年度（行情）答申第 401 号は、「一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が存在しないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していな

いのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。」と述べている。

さらに、平成 17 年 4 月 28 日総務省行政管理局長通知（行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について）でも、「特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在していないことの要因についても付記することを徹底すること。」と記載されている。

6 行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合、より高度な理由提示が必要であること

(1) 東京高判平成 23 年 9 月 29 日・訟務月報 58 卷 6 号 2362 頁

すでに米国側で文書が発見されていた沖縄返還密約文書の開示請求に関し、最判平成 26 年 7 月 14 日・集民 247 号 63 頁が適法とした原審（東京高判平成 23 年 9 月 29 日・訟務月報 58 卷 6 号 2362 頁）は、「当省は該当する文書を保有していないため、不開示（不存在）としました。」との理由提示について、行政機関による文書の探索が網羅的で大掛かりな徹底したものであったことを前提に、「米国国立公文書館で公開されている文書の写しが添付され、開示請求の対象文書を極めて明確に特定して」いることなどからそのような記載でも「その趣旨は、探索をしたが開示対象文書が発見できなかったということであることは明らかである」とし、また、「開示対象文書は作成されたとされる時点から 40 年近く経過している文書であり、本件開示請求 1 の時点で過去の一時点における作成や取得の有無を把握した上存在しない理由

を記載することを求めるのはおよそ難きを強いることである」ことを理由に「通知書には一応開示できない理由は示されているものというべきであ」るとして、違法性を否定した。

同判決は、2011年4月1日の公文書管理法施行前の文書についての事案であるが、対象文書が極めて明確に特定されていて、かつ、文書作成から40年近く経過しているという事情の下では、「当省は該当する文書を保有していないため、不開示（不存在）としました。」との記載でもかろうじて理由提示に不備はないとしたものである。

逆に言えば、上記のような事情がない場合は、上記程度の記載では理由提示として不備があり、「過去の一時点における作成や取得の有無を把握した上存在しない理由」や「探索をしたが開示対象文書を発見できなかったということであること」の記載が求められることもあり得ることを示している。

なお、同判決で問題となった別の不開示処分においては、「本件対象文書を保有していないため、対象文書の不存在による不開示としました。なお、今回の開示請求を受けて、行政文書ファイル管理簿による調査や行政文書の保存場所の探索を行いました。本件対象文書を作成又は取得した事実は確認できず、また、廃棄及び国立公文書館への移管の記録もありませんでした。」との理由提示がされていた（この理由提示についての不備は、争われていない。）。

(2) 行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合の理由提示の程度

上記平成23年東京高判や、前記2～4の点を踏まえると、行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合、不存在を理由とする不開示処分において、より高度な理由提示が必要になるというべきである。

具体的には、対象文書が存在していないことの要因（対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかなど）に加えて、作成されなかった場合はどのような理由で作成されなかったのか、探索の詳細（どのような方法でどのような場所を探索したか等）まで記載しない限り、行政手続法 8 条に基づく理由提示としては不備があるというべきである。

第 4 本件で求められる理由提示の程度

1 公文書管理法 4 条に基づく文書の作成・保存・管理義務があること

以下述べる通り、内閣官房、内閣府大臣官房、内閣府日本学術会議事務局の職員には、公文書管理法 4 条に基づき、本件任命拒否に関する行政文書の作成・保存・管理義務が存在した。

(1) 内閣官房の義務

原告準備書面（4）19～20 頁で述べたとおり、本件任命拒否は内閣官房の「総合調整事務」として行われたのであるから、内閣総理大臣、内閣官房副長官だけでなく、内閣官房のいずれかの部署の職員が本件任命拒否について文書作成義務を負っていた。なお、情報審査会の答申（甲 A37）の「付言」においても、内閣官房が「内閣官房として」の文書作成義務を果たしていないことが厳しく批判されている。

本件任命拒否の結果は決裁文書となり、内閣官房においてオープンに回覧・決裁されているのであるから（甲 A60）、内閣官房の職員は、仮に菅内閣総理大臣の「判断」の場に直接立ち会っていなくても、その「経緯も含めた意思決定に至る過程」を内閣総理大臣や内閣官房副長官から聴き取り、それを「合理的に跡付け、又は検証することができるよう」行政文書を作成する義務が当然にあった。

そして、内閣官房行政文書管理規則 7 条 10 項は「通常は 1 年未満の

保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については1年以上の保存期間を設定するものとする。」と定めているところ、本件任命拒否はまさに「重要」かつ「異例」な事項であり、これに関する情報を含む文書は、「合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」に他ならない。

したがって、本件任命拒否に関する行政文書については、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であったとしても、内閣官房には1年以上の保存期間を設定して保存・管理する義務があった。

この場合、内閣総務官が総括文書管理者として内閣総務官室において管理・保存するか（乙 A2、内閣官房行政文書管理規則 3 条 2 項）、内閣官房副長官補が部局総括文書管理者として管理・保存することになる（同規則 4 条 1 項・3 項、乙 A14・15、内閣官房文書取扱規則 3 条 10 号）（原告準備書面（4）27～28 頁）。

(2) 内閣府大臣官房の義務

原告準備書面（4）24 頁で述べたとおり、内閣府大臣官房は、学術会議会員の任命事務を所掌する行政機関であるから、公文書管理法 4 条及び内閣府本府行政文書管理規則 11 条に基づき、当然に本件任命拒否に関する文書の作成義務を負っていた。

すなわち、情報審査会の答申も述べるように、本件任命拒否は、学術会議の総会という行政機関の一次的な意思決定を経て推薦された候補者を任命しないという、過去に例のないものであるから、会員任命事務の「実施の方針に影響を及ぼす打合せ等」（内閣府本府文書管理規則 12 条 2 項）として、内閣府大臣官房は、当該判断に至る経緯を含めた意思決定過程及び事務の実績の合理的な跡付け・検証が可能となるような行政文書を作成する義務があった。

そして、内閣府本府行政文書管理規則 16 条 7 項が、「通常は 1 年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要な行政文書については 1 年以上の保存期間を設定するものとする。」と定めているところ、本件任命拒否はまさに「重要」かつ「異例」な事項であり、これに関する情報を含む文書は、「合理的な跡付けや検証に必要な行政文書」に他ならない。

したがって、本件任命拒否に関する行政文書については、通常は 1 年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であったとしても、内閣府大臣官房には 1 年以上の保存期間を設定して保存・管理する義務があった。

この場合、被告の主張によれば、原則として会員任命事務を所掌する内閣府大臣官房長が総括文書管理者として、内閣府大臣官房において管理・保存する（乙 A3、内閣府行政文書管理規則 3 条 2 項）（原告準備書面（4）27～28 頁）。

(3) 内閣府日本学術会議事務局の義務

原告準備書面（4）25～26 頁で述べたとおり、会員任命事務が日本学術会議事務局の所掌外であることは、本件任命拒否に関連する文書を作成・保存していない理由にはならない。日本学術会議事務局による 6 月 12 日付文書（甲 A65・不開示部分目録 3Ch）の受領は「事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等」（内閣府本府行政文書管理規則 12 条 2 項）に該当するため、日本学術会議事務局は、いつ、いかなる者から、いかなる説明を受けて同文書を受領し、その後、どのように扱ったかについて、公文書管理法 4 条及び上記規則 11 条により、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書を作

成する義務を負っていた。

そして、内閣府本府行政文書管理規則 16 条 7 項が、「通常は 1 年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要な行政文書については 1 年以上の保存期間を設定するものとする。」と定めているところ、本件任命拒否はまさに「重要」かつ「異例」な事項であり、これに関する情報を含む文書は、「合理的な跡付けや検証に必要な行政文書」に他ならない。

したがって、本件任命拒否に関する行政文書については、通常は 1 年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であったとしても、内閣府日本学術会議事務局には 1 年以上の保存期間を設定して保存・管理する義務があった。この場合、「主任文書管理者」である「部局の長」として日本学術会議事務局長において、管理・保管される（内閣府本府行政文書管理規則 5 条、乙 A16、内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規定 3 条 8 号）。

2 本件では高度な理由提示が必要なこと

上記 1 で述べたとおり、内閣官房、内閣府大臣官房、内閣府日本学術会議事務局の職員は、公文書管理法 4 条に基づき、本件任命拒否に関する行政文書の作成・保存・管理義務を負っていた。そうすると、上記第 3 で述べた理由から、本件各処分のうち文書や保有個人情報の不存在を理由とする処分については、高度な理由提示が必要になる。

なお、前記の沖縄密約に関する東京高判平成 23 年 9 月 29 日・訟務月報 58 巻 6 号 2362 頁の事案と比較すると、本件では、同事件のような徹底した文書の探索が行われたことは立証されていない上、開示請求の対象文書が「極めて明確に特定」されているとまではいえないこと、文書

作成義務が発生した 2020 年頃から第 1 事件原告及び第 2 事件原告らが開示請求を行った 2021 年 4 月まで、1 年程度しか経過していない点で、同事案よりも高度な理由提示が求められる。

すなわち、本件では「過去の一時点における作成や取得の有無を把握した上存在しない理由」や「探索をしたが開示対象文書を発見できなかったということであること」の記載が求められるというべきである。

3 本件で求められる理由提示の具体的内容

(1) 対象文書が存在していないことの要因の詳細な説明

まず、不存在を理由とする不開示処分として、本件の理由提示としては、対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかといった点の説明が必要であった。

そして、上記 1 のとおり本件任命拒否に関する行政文書の作成・保存・管理義務が存在した以上、文書が作成・保存・管理されなかった理由の説明も必要であった。

この文書が作成・保存・管理されなかった理由としては、対象文書の作成義務者や管理責任者が誰であって、その者がどういう行動をとったのかということまで説明すべきである。なぜならば、公文書管理法 4 条は、意思形成過程についての説明責任を履行することと同時に、意思決定に関与した公務員の責任の所在を明確にする規定であるところ（宇賀克也『逐条解説 公文書等の管理に関する法律〔第 3 版〕』34 頁）、理由提示の恣意抑制機能の観点からは、文書が不存在となった責任の所在をできる限り明確にすることが求められるからである。また、不服申立便宜機能の観点からも、審査請求段階での調査や探索の対象となる者や場所をできる限り明確にすることが求められる。

(2) 対象文書の探索の経緯の詳細

本件の理由提示では、どのような方法でどのような場所を探索したかといった対象文書の探索の詳細も説明する必要があった。

各処分行政庁としては、その行政機関全体に文書が存在しない場合でない限り不存在を理由とした不開示処分はできないところ、対象文書の作成義務者や管理責任者の関係する場所を探索したかどうかや、具体的な探索方法の説明が求められると言うべきである。

なぜならば、理由提示の恣意抑制機能の観点からは、行政機関が狭い範囲しか探索しなかったり、対象文書を見落とす可能性のある方法で探索したりすることで、対象文書が発見されない事態を防ぐ必要があるからである。また、不服申立便宜機能の観点から、請求人側は行政機関のどこに対象文書が存在するかまでは知りようがないため、審査請求や訴訟において早期かつ具体的に対象文書の見落としの可能性を指摘できるようにすることが求められるからでもある。

4 小括

したがって、本件各処分のうち文書や保有個人情報の不存在を理由とする処分の理由提示においては、対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかといった点の説明、対象文書の作成義務者や管理責任者が誰であって、その者がどういう行動をとったのかといった点も含む文書が作成・保存・管理されなかった理由の説明、どのような方法でどのような場所を探索したかといった対象文書の探索の詳細の説明がいずれもなされない限り、理由提示に不備があるというべきである。

第5 結論

1 本件処分 1～3、13～18、19～24、25～30

第1事件における内閣官房内閣総務官の本件処分1～3（甲A1～A3）、第2事件における内閣官房内閣総務官の本件処分13～18（甲B29～B30、B1、B31～33）、第2事件における内閣情報官の本件処分19～24（甲B34～B35、B2、B36～B38）、第2事件における内閣官房副長官補の本件処分25～30（甲B3、B39～B43）の理由の記載は、いずれも文書や保有個人情報等を保有していないという結論しか述べていない。

これらは、各行政機関が対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかといった対象文書が存在していないことの要因の最低限の説明すらしておらず、理由提示として不備がある。

したがって、上記各処分は、いずれも理由提示の不備により違法である。

2 本件処分4～6、9、11

第1事件における内閣官房副長官補の本件処分4～6（甲A4～A6）、第1事件における内閣府大臣官房長の本件処分9（甲A9）、第1事件における内閣府日本学術会議事務局長の本件処分11（甲A11）の理由の記載は、行政文書を作成・取得しておらず保有していないというものである。

これらは、作成・取得していないという点は述べているものの、各行政機関が作成・保存・管理義務を負った対象文書について、作成義務者や管理責任者が誰であって、その者がどういう行動をとったのかといった点も含む文書が作成・保存・管理されなかった理由の説明や、どのような方法でどのような場所を探索したかといった対象文書の探索の詳細の説明は全くなされていない。

したがって、上記各処分は、いずれも理由提示の不備により違法である。

3 被告の主張には理由がないこと

被告は、理由提示の不備について、特段の理由を述べることなく、「各決定通知書における不開示決定の理由の記載の程度であっても、開示請求者の不服申立てをするに当たり支障があるとはいえない」と主張する（被告準備書面(1)92頁、被告準備書面(2)46頁）。

しかし、本書面で前述したように、該当する本件処分¹の理由の記載では、原告側で具体的な主張をすることは困難であり、不服申立てに支障があることは明らかである。本訴訟において、何度も被告に対する求釈明が行われていること自体、原告側の不服申立てに支障が出ていることを如実に表している。

したがって、理由提示に関する被告の主張には理由がない。

第6 最後に

一日本学術会議法案に対する附帯決議について

本年6月11日、現行の日本学術会議法を廃止し、新たに特殊法人としての日本学術会議を設立する「日本学術会議法」が成立した。

そもそも学術会議の法人化論は、2020年10月、理由も明らかにせずになされた本件任命拒否に対する国民の強い批判を発端とする。学術会議の法人化は、内閣総理大臣の会員任命権を否定し、学術会議の自主性と独立性を高めるものである、というのが政府の説明である。ただし同法案に対しては、むしろ学術会議の独立性を侵すものであるとの強い反対意見があり、激しい意見の対立の中で法案は成立した。

こうした中で、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会では、同法案を可決するにあたり、法案を提出した与党も賛成して「日本学術会議法案に対する附帯決議」を採択した。

衆議院内閣委員会の附帯決議は、「一、政府は、令和二年の会員任命拒

否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること(後略)」というものである(甲A85)。参議院内閣委員会の附帯決議もほぼ同文である(甲A86)。

これらの附帯決議は、本件任命拒否の理由がいまだに明らかにされていないことに対する国民の強い批判の反映であり、「本件任命拒否について政府は説明責任を果たせ」という国会の意思である。

本訴訟において被告は、この国会の意思に従い、誠実な応訴態度をもって、任命拒否理由とその意思決定過程を、国民及び任命を拒否された6名の原告に対し、すみやかに明らかにすべきである。

以上